

三重県工業用水道条例施行規程

(平成二年三月三十日 三重県企業庁管理規程第二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、三重県工業用水道条例(平成二年三重県条例第六号。以下「条例」という。)第三十三条の規定により、条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(給水の申込み)

第二条 条例第四条の規定により工業用水の給水を受けようとする者又は条例第六条第一項の規定により基本使用水量の変更を申し出ようとする者は、工業用水給水(変更)申込書(第一号様式)を管理者が指定する日までに提出しなければならない。

(給水の承認等)

第三条 管理者は、条例第五条の規定により時間最大使用水量及び基本使用水量を承認したとき又は条例第六条第二項の規定により基本使用水量の変更を承認したときは、基本使用水量(変更)承認通知書(第二号様式)を工業用水の給水を受けようとする者又は使用者に交付するものとする。

(氏名等の変更)

第四条 条例第七条に規定する氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があつたときの届出は、氏名等変更届(第三号様式)によるものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第五条 条例第八条第一項により工業用水の給水に關する権利又は義務の譲渡の譲渡承認申請書(第四号様式)を管理者が指定する日までに提出しなければならない。

2 管理者は、前項の承認に際しては、権利又は義務の譲渡承認通知書(第五号様式)を使用者に交付するものとする。

3 条例第八条第一項の規定により権利又は義務を譲渡された者には、第二条及び第三条の規定を準用する。

(地位の承継)

第六条 条例第八条第二項に規定する使用者の地位を承継した者は、使用者地位承継届(第六号様式)を速やかに管理者に提出しなければならない。

(消火栓の使用)

第七条 消火のために消火栓を使用した者は、速やかに管理者に通報しなければならない。

2 消火演習のために消火栓を使用する者は、使用の七日前までに消火栓使用許可申請書(第七号様式)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請が適当と認めるときは、消火栓使用許可書(第八号様式)を申請者に交付するものとする。

(受水施設工事の施工委託)

第八条 条例第十二条第二項の規定により管理者に受水施設工事の施工を委託しようとする者は、受水施設工事施工委託申請書(第九号様式)を提出しなければならない。

(量水装置の設置)

第九条 条例第十三条第一項の規定により管理者が設置する量水装置は、次に掲げる要件を具備するものとする。

一 流量を時間的に自動記録するもの

二 流量を積算するもの

三 計量誤差(十・一)百分の四以内のもの

(量水装置の移転)

第十条 条例第十四条の規定により量水装置の移転を請求しようとする者は、量水装置移転工事施工申込書(第十号様式)を管理者に提出しなければならない。

(量水装置の機能検査)

第十一条 条例第十五条の規定により量水装置の機能検査を請求しようとする者は、量水装置機能検査請求書(第十一号様式)を管理者に提出しなければならない。

(工事費用の算出)

第十二条 条例第十七条第二項に規定する工事費用の算出は、次に定めるところによる。

一 工事費 管理者の積算基準による。

二 工事雑費及び事務雑費 工事の現場に直接必要な経費及び工事の施工に必要な事務費で、別表に定める工事費の区分に応じた算式により計算した額

三 前二号に掲げるもののほか、特別費用を必要とするときは、その実費
(工事費用の前納及び精算)

第十三条 条例第十八条第一項又は第二項の規定により管理者が工事費用を前納させるとき又は精算するとき、工事費用内訳書を付けて行うものとする。

(給水の制限等の通知)

第十四条 管理者は、条例第十九条第二項又は第三十条の規定により給水の制限又は停止の通知をするときは、工業用水給水制限(停止)通知書(第十二号様式)を使用者に交付するものとする。

(改善等の指示)

第十五条 管理者は、条例第二十条第二項の規定により工業用水の適正使用に関する改善等の措置を指示するときは、改善等指示書(第十三号様式)を使用者に交付するものとする。

2 使用者は、前項の指示により改善等を行ったときは、改善等結果報告書(第十四号様式)を管理者に提出しなければならない。(使用開始及び休止)

第十六条 条例第二十一条第一項の規定により工業用水の使用を開始しようとする者は、使用開始の十日前までに工業用水使用開始届(第十五号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 条例第二十一条第二項の規定により工業用水の休止の承認を受けようとするとき又は当該承認に係る事項を変更しようとするときは、それぞれ次の各号に掲げる期間(次項において「休止期間」という。)のうち当該休止又は変更に係る期間の初日の二十日前までに、工業用水使用休止(変更)承認申請書(第十六号様式)を管理者に提出しなければならない。

一 毎年五月一日から七月三十一日まで

二 毎年八月一日から十月三十一日まで

三 毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで

四 毎年二月一日から四月三十日まで

3 前項の規定による申請は、休止期間のうち初日が同一年度に属するものについて、一括して行うことができる。

4 管理者は、第二項の申請を適当と認めるときは、工業用水使用休止(変更)承認通知書(第十七号様式)を使用者に交付するものとする。(使用の廃止)

第十七条 条例第二十二条の規定により工業用水の使用を廃止しようとする者は、その予定日の三月前までに工業用水使用廃止承認申請書(第十八号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を適当と認めるときは、工業用水使用廃止承認書(第十九号様式)を使用者に交付するものとする。

(量水器の検針定例日)

第十八条 条例第二十三条第一項に規定する量水器の検針の定例日は、その月の末日(十二月にあつては、二十七日)とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、この限りでない。

2 管理者は、条例第二十三条第二項から第四項までの規定により超過使用水量を決定し又は認定したときは、超過使用水量決定(認定)通知書(第二十号様式)を使用者に交付するものとする。

(料金の納入期限)

第十九条 条例第二十六条に規定する管理者の定める納入期限は、条例第二十三条に規定する量水器の検針日の属する月の翌月の二十日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

(料金の減免)

第二十条 条例第二十八条の規定により料金を減免する場合は、条例第十九条の規定により給水を制限し又は停止した期間に応じて管理者が決定した水量に使用料金の単価を乗じて得た額を使用料金から減ずるものとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十一条 条例第三十一条第二項に規定する身分を示す証票は、身分証明書(第二十一号様式)とする。

(文書の經由)

第二十二条 条例又はこの施行規程により管理者に提出する書類は、当該工業用水道を所管する事業所の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この管理規程は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行前に三重県工業用水道供給条例規程(昭和四十二年三重県企業庁管理規程第四号。以下「旧規程」という。)の規定によつて行われた手続その他の行為は、この管理規程の相当規程による手続その他の行為とみなす。
- 3 この管理規程の施行前に旧規程に基づいて調整した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間所要の調整をして使用することができる。
- 4 この管理規程施行後の最初の休止期間は、管理規程第十六条第二項第一号の規定にかかわらず平成二年七月一日から十月三十一日までの間とする。

附 則（平成五年四月一日三重県企業庁管理規程第四号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行前に、改正前の三重県工業用水道条例施行規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

附 則（平成六年三月二十九日三重県企業庁管理規程第二号）

- 1 この管理規程は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成十一年三月十九日三重県企業庁管理規程第五号）

- 1 この管理規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年七月二日三重県企業庁管理規程第十四号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日三重県企業庁管理規程第三号）

- 1 この管理規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県企業庁管理規程第五号）

- 1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正前の三重県工業用水道条例施行規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが出来る。

附 則（令和三年二月十二日三重県企業庁管理規程第五号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程による改正前の三重県工業用水道条例施行規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが出来る。

附 則（令和八年二月二十四日三重県企業庁管理規程第一号）

- 1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この

別表（第12条関係）

工事費	「工事雑費」及び「事務雑費」の合計額
3億円以下	工事費の4.0%
3億円を超え10億円以下	工事費の3.5% (ただし、1,200万円に満たない場合は、1,200万円とする。)
10億円を超え20億円以下	1,500万円＋工事費の2.0%
20億円を超え30億円以下	3,500万円＋工事費の1.0%
30億円を超えるもの	5,000万円＋工事費の0.5%

管理規程による改正後の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書とみなす。